

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 機関 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第4項に規定する地方機関並びに鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第2条第4項に規定する地方機関及び教育機関並びに警察署をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 統轄店 指定金融機関の店舗で指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）の事務の取りまとめを行うものとして知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例第14条第2項に規定する部局長等、部局等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。）が指定したものをいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 機関 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第4項及び鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第1条の2第4項に規定する地方機関、教育機関及び警察署をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 統轄店 指定金融機関の店舗で指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）の事務の取りまとめを行うものとして知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例第13条第2項に規定する部局長等、部局等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。）が指定したものをいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>

(部における事務手続)

第3条 略

2 部(警察本部を除く。)における事務手続のうち、次に掲げるものを行うときは、会計局の職員による起案文書の関連の審査(法令又は予算の適正な執行を図る目的で行う審査及び確認の手続をいう。)を受けなければならない。

(1) 略

(2) 支出負担行為の手続

(文書による納入の通知)

第14条 略

2 略

3 納入通知書又は磁気テープ等に指定する納付期限については、法令その他の定めがある場合を除くほか、調定の日^の翌日から起算して20日以内において適宜の納付期限を定めるものとする。ただし、過年度支出の返納に係る納入通知書に指定する納付期限は、調定の日^の翌日から起算して10日以内において適宜の納付期限を定めるものとする。

(分任出納員の収納金の引継ぎ等)

第21条の2 略

2 分任出納員は、収納した歳入金を前項の規定により出納員に引き継ぐときは、収納の日又はその翌日に現金(証券)領収証書用紙及び現金(証券)引継簿によって引き継がなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める日に引き継がなければならない。

(1) 出張先において収納した場合 帰庁の日又はその翌日

(2) 会計局長の承認を受けた分任出納員が現金を収納した日から15日を経過した日(収納した金額が10万円に達したときは、達したその日。以下「最終日」という。)までの分を取りまとめて引き継ぐ場合 最終日から3日以内の日

3～5 略

(収納金の払込み)

第22条 略

2 第21条第1項ただし書、同条第3項、前条第3項又は前項の規定にかかわらず、指定金融機関の店舗の存する市区町村以外の市区町村の区域に在勤する出納員若しくは分任出納員又は指定金融機関の店舗

(部における事務手続)

第3条 略

2 部(警察本部を除く。)における事務手続のうち、次に掲げるものを行うときは、会計局の職員による起案文書の関連の審査(法令又は予算の適正な執行を図る目的で行う審査及び確認の手続をいう。)を受けなければならない。

(1) 略

(2) 支出負担行為の手続(会計局長が別に定めるものを除く。)

(文書による納入の通知)

第14条 略

2 略

3 納入通知書又は磁気テープ等に指定する納付期限については、法令その他の定めがある場合を除くほか、調定の日^の翌日から起算して20日以内において適宜の納付期限を定めるものとする。

(分任出納員の収納金の引継ぎ等)

第21条の2 略

2 分任出納員は、収納した歳入金を前項の規定により出納員に引き継ぐときは、収納の日又はその翌日に現金(証券)領収証書用紙及び現金(証券)引継簿によって引き継がなければならない。ただし、出張先において収納したときは、帰庁の日又はその翌日に引き継がなければならない。

3～5 略

(収納金の払込み)

第22条 略

2 第21条第1項ただし書、同条第3項、前条第3項又は前項の規定にかかわらず、指定金融機関の存する市区町村以外の市区町村の区域に在勤する出納員又は分任出納員は、現金に限り収納した日から15日

の存する市区町村の区域に在勤する分任出納員であって会計局長の承認を受けたものは、現金に限り収納した日から15日を経過した日までの分を取りまとめ、その日から3日以内に払い込むことができる。ただし、収納した金額が3万円に達したときの払込みについては、その日から3日以内とする。

3 略

(自動口座振替払)

第54条の2 会計管理者は、債権者から自動口座振替(債権者又は会計管理者が指定した期日に県の預金口座から自動的に債権者の預金口座に振込むことにより支払う方法をいう。以下同じ。)の振替情報の報告があったときは、統轄店をして自動口座振替の方法による支払をさせなければならない。

(公金振替)

第54条の3 会計管理者は、同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ又は歳入歳出外現金への繰入れのため支出をするときは、指定出納取扱店(知事が定めるものに限る。第65条において同じ。)をして公金振替をさせなければならない。

2 前項の場合においては、会計管理者は、法第232条の6第1項本文の規定による公金振替書の交付として支払命令書の送付をするものとする。

(遅延利息等)

第120条 契約権者は、契約の相手方が期限内に契約の履行を完了しないときは、遅延日数に応じ契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額につき年3.3パーセントの割合で計算した遅延利息又は違約金を徴収しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第1の項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、鳥取県東京本部を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、鳥取県東京本部の副本部長の職にある者をもって充てる。

3 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にか

までの分を取りまとめ、その日から3日以内に払い込むことができる。ただし、収納した金額が3万円に達したときの払込みについては、その日から3日以内とする。

3 略

(自動口座振替払)

第54条の2 出納長は、債権者から自動口座振替(債権者又は出納長が指定した期日に県の預金口座から自動的に債権者の預金口座に振込むことにより支払う方法をいう。以下同じ。)の振替情報の報告があったときは、統轄店をして自動口座振替の方法による支払をさせなければならない。

(公金振替)

第54条の3 出納長は、同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ又は歳入歳出外現金への繰入れのため支出をするときは、指定出納取扱店(知事が定めるものに限る。第65条において同じ。)をして公金振替をさせなければならない。

2 前項の場合においては、出納長は、法第232条の6第1項本文の規定による公金振替書の交付として支払命令書の送付をするものとする。

(遅延利息等)

第120条 契約権者は、契約の相手方が期限内に契約の履行を完了しないときは、遅延日数に応じ契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額につき年3.6パーセントの割合で計算した遅延利息又は違約金を徴収しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

かわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第1の項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、鳥取県関西本部を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、鳥取県関西本部の観光・情報発信チーム長の職にある者をもって充てる。

4 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第1の項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、鳥取県名古屋本部を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、鳥取県名古屋本部の企業誘致・観光情報発信担当主幹の職にある者をもって充てる。

5 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第3職員人材開発センターの項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、総務部行財政改革局職員人材開発センターを出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、総務部行財政改革局職員人材開発センターの次長の職にある者をもって充てる。

6 略

7 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第2消費生活センターの項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、生活環境部くらしの安心局消費生活センターを出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、生活環境部くらしの安心局消費生活センターの次長の職にある者をもって充てる。

8 略

9 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第3企画総務部の項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、農林水産部農林総合研究所を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、農林水産部農林総合研究所の企画総務部長の職にある者をもって充てる。

10 略

11 略

12 略

別表第1(第2条、第5条関係)

2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第3自治研修所の項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、総務部行財政改革局自治研修所を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、総務部行財政改革局自治研修所の次長の職にある者をもって充てる。

3 略

4 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第3消費生活センターの項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、生活環境部くらしの安心局消費生活センターを出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、生活環境部くらしの安心局消費生活センターの次長の職にある者をもって充てる。

5 略

6 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、鳥取県事務処理権限規則別表第3農林総合研究所の項に定める補助金及び会計に関する事務に関し、農林水産部農林総合研究所を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、農林水産部農林総合研究所の企画総務部長の職にある者をもって充てる。

7 略

8 略

9 略

別表第1(第2条、第5条関係)

機関	職
略	
鳥取県消防学校	副校長
略	
鳥取県立倉吉高等技術専門学校	主幹
鳥取県立米子高等技術専門学校	主幹
略	
鳥取県西部教育局	次長
鳥取県立船上山少年自然の家	庶務係長
鳥取県立大山青年の家	庶務係長
鳥取県埋蔵文化財センター	次長
鳥取県立むきばんだ史跡公園	次長
略	

機関	職
略	
鳥取県消防学校	副校長
鳥取県東京本部	副本部長
鳥取県関西本部	観光・情報発信チーム長
鳥取県名古屋本部	企業誘致・観光情報発信担当主幹
略	
鳥取県立倉吉高等技術専門学校	総務課長
鳥取県立米子高等技術専門学校	総務課長
略	
鳥取県西部教育局	次長
鳥取県妻木晩田遺跡事務所	総務係長
鳥取県船上山少年自然の家	庶務係長
鳥取県大山青年の家	庶務係長
鳥取県埋蔵文化財センター	次長
略	

別表第1の2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
部	
総務課	略
県民課	略
営繕課	1 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務 2 契約保証金の領収及び払込みに関する事務
行財政改革局	1及び2 略
財源確保推進課	3 ふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務
行財政改革局 福利厚生課	恩給法の一部を改正する法律（平成17年法律第6号）の規定による改正前の恩給法（大正12年法律第48号）第9条ノ3及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）第7条ノ2による届出を故恩給受給者の遺族が怠ったことにより発生した恩給過払金の返還金の収納に関する

別表第1の2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
部	
総務課	略
県民室	略
行財政改革局 財源確保室	1及び2 略

人権局人権・ 同和対策課	事務 略	人権局同和对 策課	略
統計課～交流 推進課	略	統計課～交流 推進課	略
障がい福祉課	略	障害福祉課	略
子育て支援総 室及び医療政 策課	略	子育て支援総 室及び医療政 策課	略
公園自然課	鳥取県手数料徴収条例第2条 第1項第236号及び第237号に規 定する手数料並びに鳥取県税条 例第3条第2号アに規定する狩 猟税の収納事務	公園自然課	鳥取県手数料徴収条例第2条 第1項第236号及び第237号に規 定する手数料並びに鳥取県税条 例第3条第2号ウに規定する狩 猟税の収納事務
砂丘事務所	略	砂丘事務所	略
くらしの安心 局くらしの安 心推進課	鳥取県手数料徴収条例第2条 第1項第181号に規定する手数料 の収納に関する事務	くらしの安心 局住宅政策課	略
くらしの安心 局住宅政策課	略	経済通商総室 ～警察本部交 通指導課	略
経済通商総室 ～警察本部交 通指導課	略	出納機関	1 出納員のうち東部総合事務 所県税局収税課長及び西部総 合事務所県税局収税課長に委 任させる事務 (1) 現金(基金に属する現 金を除く。以下この項にお いて同じ。)の出納及び保 管に関する事務(県税に係 るものに限り、中部総合事 務所県税局収税課長にあっ ては公文書、行政資料その 他の書類の写しの作成及び 送付に要する費用に係る現 金の収納に関する事務を含 む。) (2) 有価証券(公有財産に 属するものを除く。以下こ の項において同じ。)の出 納及び保管に関する事務 (県税に係るものに限 る。) (3) 略
出納機関	1 出納員のうち東部総合事務 所県税局収税課長及び西部総 合事務所県税局収税課長に委 任させる事務 (1) 現金(基金に属する現 金を除く。以下この項にお いて同じ。)の出納及び保 管に関する事務(県税に係 るものに限り、中部総合事 務所県税局収税課長にあっ ては公文書、行政資料その 他の書類の写しの作成及び 送付に要する費用に係る現 金の収納に関する事務を含 む。) (2) 有価証券(公有財産に 属するものを除く。以下こ の項において同じ。)の出 納及び保管に関する事務 (県税に係るものに限 る。) (3) 略	出納機関	1 出納員のうち東部総合事務 所県税局収税課長、中部総合 事務所県税局収税課長及び西 部総合事務所県税局収税課長 に委任させる事務 (1) 現金(基金に属する現 金を除く。)の出納及び保 管に関する事務(県税に係 るものに限り、中部総合事 務所県税局収税課長にあっ ては公文書、行政資料その 他の書類の写しの作成及び 送付に要する費用に係る現 金の収納に関する事務を含 む。) (2) 有価証券(公有財産に 属するものを除く。)の出 納及び保管に関する事務 (県税に係るものに限 る。) (3) 略

2 出納員のうち中部総合事務所県税局収税課長に委任させる事務

(1) 現金の収納及び保管に関する次の事務

ア 県税に係る現金の出納及び保管に関する事務

イ 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務

(2) 有価証券の出納及び保管に関する事務（県税に係るものに限る。）

(3) 支出負担行為の確認に関する事務（県税に係るものに限る。）

(4) 鳥取県税条例第16条第3項に規定する手数料の収納に関する事務

3 出納員のうち東部総合事務所福祉保健局福祉企画課長に委任させる事務

(1) 現金の出納及び保管に関する事務（福祉保健局に係るものに限る。）

(2) 略

4 東部総合事務所県税局収税課長、中部総合事務所県税局収税課長及び西部総合事務所県税局収税課長並びに東部総合事務所福祉保健局福祉企画課長（以下この項において「東部総合事務所県税局収税課長等」という。）以外の出納員に委任させる事務

(1) 現金の出納及び保管に関する事務（東部総合事務所県税局収税課長等に委任させる事務を除く。）

(2) 有価証券の出納及び保管に関する事務（県税に係

2 出納員のうち東部総合事務所福祉保健局福祉企画課長に委任させる事務

(1) 現金（基金に属する現金を除く。）の収納及び保管に関する事務（福祉保健局に係るものに限る。）

(2) 略

3 東部総合事務所県税局収税課長、中部総合事務所県税局収税課長及び西部総合事務所県税局収税課長並びに東部総合事務所福祉保健局福祉企画課長（以下この項において「東部総合事務所県税局収税課長等」という。）以外の出納員に委任させる事務

(1) 現金（基金に属する現金を除く。）の出納及び保管に関する事務（東部総合事務所県税局収税課長等に委任させる事務を除く。）

(2) 有価証券（公有財産に属するものを除く。）の出

出納機関に指定しない機関	るものを除く。) (3)及び(4) 略 略
--------------	---------------------------------

出納機関に指定しない機関	納及び保管に関する事務 (県税に係るものを除く。) (3)及び(4) 略 略
--------------	--

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務
鳥取県東京本部 ～鳥取県立公文書館	略
鳥取県東部総合事務所	1 及び 2 略 3 県税局及び福祉保健局の分任出納員以外の分任出納員に委任させる事務 (1)～(4) 略 (5) 略
鳥取県八頭総合事務所	略
鳥取県中部総合事務所	1 略 2 県税局の分任出納員以外の分任出納員に委任させる事務 (1)～(3) 略 (4) <u>鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)第3条の保健所の施設の使用に係る使用料及び手数料の収納に関する事務</u> (5) 略 (6) 略 (7) <u>鳥取県食品衛生法施行条例(平成12年鳥取県条例第17号)第6条第1号に規定する手数料の収納に関する事務</u> (8) 略
鳥取県西部総合事務所	1 略 2 県税局の分任出納員以外の

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務
鳥取県東京本部 ～鳥取県立公文書館	略
鳥取県東部総合事務所	1 及び 2 略 3 県税局及び福祉保健局の分任出納員以外の分任出納員に委任させる事務 (1)～(4) 略 (5) <u>野犬等の保管及び返還に要する費用に係る現金の収納に関する事務</u> (6) 略
鳥取県八頭総合事務所	略
鳥取県中部総合事務所	1 略 2 県税局の分任出納員以外の分任出納員に委任させる事務 (1)～(3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) <u>野犬等の保管及び返還に要する費用に係る現金の収納に関する事務</u>
鳥取県西部総合事務所	(7) 略 1 略 2 県税局の分任出納員以外の

	<p>分任出納員に委任させる事務 (1)及び(2) 略 (3) <u>鳥取県税条例第16条第3項に規定する手数料の収納に関する事務</u> (4) <u>生活保護費の返還金及び徴収金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金、児童措置費（児童相談所長の措置に係るものを除く。）及び養育医療費の負担金並びに滞納に係る養育医療費の負担金の一部の収納に関する事務</u> (5) <u>鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）第3条の保健所の施設の使用に係る使用料及び手数料の収納に関する事務</u> (6) 略 (7) 略 (8) <u>鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）第6条第1号に規定する手数料の収納に関する事務</u> (9) 略 (10) 略</p>		<p>分任出納員に委任させる事務 (1)及び(2) 略 (3) <u>生活保護費の返還金及び徴収金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金並びに児童措置費（児童相談所長の措置に係るものを除く。）及び養育医療費の負担金の一部の収納に関する事務</u> (4) <u>鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）第3条第1号の保健所の施設の使用に係る使用料の収納に関する事務</u> (5) 略 (6) 略 (7) <u>野犬等の保管及び返還に要する費用に係る現金の収納に関する事務</u> (8) 略 (9) 略</p>
鳥取県日野総合事務所	1～4 略	鳥取県日野総合事務所	1～4 略 5 <u>野犬等の保管及び返還に要する費用に係る現金の収納に関する事務</u>
鳥取療育園	5 略 1 <u>医療費の自己負担分の窓口での収納に関する事務</u> 2 略 3 <u>公文書の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務</u>	鳥取療育園	6 略 1 <u>医療費の自己負担分の窓口の収納に関する事務</u> 2 略
中部療育園	1 <u>医療費の自己負担分の窓口での収納に関する事務</u> 2 <u>鳥取県立社会福祉施設の設</u>		

鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所～鳥取県鳥取空港管理事務所	置及び管理に関する条例第8条に規定する使用料及び手数料の窓口での収納に関する事務及び未収金の収納に関する事務	鳥取県福祉相談センター・鳥取県倉吉児童相談所・鳥取県米子児童相談所～鳥取県鳥取空港管理事務所	略
<p>様式第27号（第79条関係）</p> <p>受託歳出金精算報告書</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県会計管理者</p> <p>氏 名 様</p> <p>（出納機関名 出納員）</p> <p>受託者 氏 名 ，</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの間</p> <p>における支払額を下記のとおり報告します。</p> <p>略</p>		<p>様式第27号（第79条関係）</p> <p>受託歳出金精算報告書</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県出納員</p> <p>氏 名 様</p> <p>（出納機関名 出納員）</p> <p>受託者 氏 名 ，</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの間</p> <p>における支払額を下記のとおり報告します。</p> <p>略</p>	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条、第54条の2及び第54条の3の改正規定、附則第4項の改正規定（「別表第3」を「別表第2」に改める部分に限る。）、附則第6項の改正規定（「農林総合研究所」を「企画総務部」に改める部分に限る。）、別表第1の改正規定（「鳥取県船上山少年自然の家」を「鳥取県立船上山少年自然の家」に、「鳥取県大山青年の家」を「鳥取県立大山青年の家」に改める部分に限る。）並びに様式第27号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県会計規則第120条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約に係る遅延利息又は違約金について適用し、同日前に締結した契約に係る遅延利息又は違約金については、なお従前の例による。